

環境学習ツール等貸出要綱

制定 平成 25 年 12 月 13 日 25 都環公総地第 1088 号理事長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都民の地球温暖化防止や環境保全活動の活性化を促進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）にて所有するパネル・DVD・観察用具・測定器等（以下「備品」という。）の貸出に関して必要な事項を以下に定めるものとする。

(貸出品目等)

第 2 条 この要綱により貸出する備品は別紙 1 から 4 のとおりとする。

2 備品は、東京都地球温暖化防止活動推進センターに配置し、センター担当者が貸出及び提供に係る管理を行う。

(貸出対象者等)

第 3 条 貸出対象者は、東京都内に居住、在勤または在学する者とする。

2 備品を行事等で使用する場合、貸出対象となる行事等は、東京都内において開催される地球温暖化防止に関する啓発活動等とし、営利を目的とするものを除く。

3 DVD の貸出対象者及び使用方法は、前項の規定のほか、発行元・制作元の指定に準ずる。

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は、原則 2 週間以内とする。なお、パネルについては、発送した日から貸出期間を起算するものとする。

2 貸出中の備品に他の利用者の予約がない場合は、1 回に限り貸出期間の延長ができるものとする。利用者は返却期限前日までに、センターに連絡を入れ、承諾を得る。延長可能期間は、返却期限日から 2 週間以内とする。

(貸出数量)

第 5 条 1 回の貸出につき貸出できる備品の数量は、パネルについては原則 5 枚以内、DVD については原則 2 本以内とする。それ以外の備品については、目的に応じて在庫により判断し貸出ができるものとする。

(経費負担)

第 6 条 備品の使用に係る経費は、利用者が負担するものとする。

2 貸出及び返却に係る送料については、利用者が負担する。

(貸出の申請)

第7条 パネルの貸出の申請は、事前に担当者に電話にてパネルの空き状況を確認の上、センターWEBページにて【別紙様式1】貸出パネル申込書をダウンロードし、貸出を受けようとする日の1週間前までにセンター担当者に本人確認書類（運転免許証や学生証等）のコピーを添えて提出するものとする。

2 パネル以外の備品の貸出を希望する利用者は、貸出を受けようとする前日センターに事前予約を行い、本人確認書類（運転免許証や学生証等）を持参のうえ、【別紙様式2】物品貸出書を記入し、センターに提出するものとする。

(貸出中の管理)

第8条 利用者は、備品を良好な状態で保管し、使用しなければならない。

- 2 利用者は、備品を処分又は目的以外で使用してはならない。
- 3 利用者は、備品を転貸又は譲渡してはならない。
- 4 利用者は、DVDの複写をしてはならない。

(返却)

第9条 利用者は、貸出した備品について返却予定日までにセンターに返却し、点検確認を受けるものとする。なお、返却に係る送料については第6条の規定により利用者が負担する。

(損害補償)

第10条 利用者は、故意又は過失によって備品を破損又は紛失した場合は、【別紙様式3】破損・滅失報告書により東京都地球温暖化防止活動推進センター長（以下「センター長」という。）に報告するとともに、備品については原状に復すものとし、原状回復費用については利用者が負担する。

(貸出中止)

第11条 センター長は、利用者が貸出期間中に本要綱に違反し、その他特に必要と認めるときは貸出備品を返還させることができる。なお、返還に係る送料については、第6条の規定により利用者が負担する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものは、センター長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月13日から施行する。